

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
日鉄エンジニアリング株式会社	代表取締役 石倭 行人	国土交通大臣許可 (特-3)第 21715 号	東京都品川区大崎 1-5-1 大崎センタービル

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 8 年 1 月 16 日から令和 8 年 3 月 15 日まで (2 月)
指名停止の理由	<p>漁港漁場課発注の「室戸岬沖地区（芸東沖 15 工区）水産環境整備工事（漁場環第 15 号）」における工事の成果物に関し、日鉄エンジニアリング株式会社の施工に契約不適合があることが判明したため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 1 の第 2 号（過失による粗雑工事）に該当 同要綱の取扱いの別表第 1 関係 2 の（1）（県発注工事に係る過失による粗雑工事）に該当</p>